

第2回旭川市通年制保育園在り方検討懇話会 議事概要

- 開催日時 平成26年5月26日(月) 18:30～20:40
- 開催場所 旭川市役所第二庁舎3階 問診指導室
- 出席委員 (12名)
新井委員, 石河委員, 金井委員, 後藤委員, 佐々木委員, 佐藤委員,
芝木委員, 鈴木委員, 東峰委員, 山川委員, 横田委員, 米田委員
- 欠席委員 (0名)
- 事務局 子育て支援部 河合部長
主幹付 工藤主査
こども育成課 堀内課長
こども育成係 八木係長, 田上主査, 渋谷

○議事概要

1 開 会

○前回到要望のあった資料について

資料「旭川市通年制保育園等の位置図について」

「通年制保育園に関する予算額」

「旭川市子ども・子育てプラン策定に関連する人口推計について」

を事務局より説明した。

・委員から依頼のあった旭川保育協会の保育士の給料表については、情報公開条例第7条第2項アに該当するものと認められることから、提出しないと判断した。

(委員)

・旭川市通年制保育園等の位置図について、全ての施設において、5月1日現在の人数で整理できないか

(事務局)

・統計上、4月1日現在で認可保育所等は整理している

2 議題

(1) 通年制保育園の必要性・方向性について

進行についての確認

- ・旭川市の考え方を示し、それに対し意見交換を行う。
- ・懇話会としての意見をまとめながら進める。

○旭川市の課題に対する考え方を次の資料に基づいて事務局より説明。

資料「旭川市通年制保育園の状況等について」

「通年制の建替え等に係る資金内訳」

「認可保育所と通年制保育園の保育料比較」

「認定こども園の認定基準」

「認可保育所等の設備・運営に関する基準について」

「新制度を踏まえた通年制保育園の在り方について」

なお、認定こども園については、後藤委員から北海道の認定こども園の認定基準について、上川管内の認定こども園の設置状況等も含め説明を行った。

○3つの項目に分けて説明

①施設の老朽化と児童の保育環境について

現時点での市の考え方→「補助制度を活用し建替え等による施設整備を行い、保育環境の維持向上を図ることが望ましいと考える。」

②公立認可外保育施設としての在り方と公立認可外保育施設の運営に係る財源について

現時点での市の考え方→「旭川市で認可外保育施設を有するという役割は一定程度終了したと考えているところであり、現在の認可外保育施設という通年制保育園の在り方を認可施設にすることが適当と考える。」

③指定管理による運営と子ども・子育て支援新制度について

現時点での市の考え方→「ここ数年をひとつの目途として、通年制保育園に代わって認定こども園を設置し、一定程度の施設数の見直しを図る。」

①について、意見交換を行う。

(委員)

・認定こども園という方向の話があったが、幼保連携型認定こども園も選択肢に入ると考えて良いか。

(事務局)

・認定こども園には4類型（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）がある。市としては、認可の施設に移行したいため地方裁量型は難しいと考えており、他の3つの類型が基本になると思うが、待機児童がいることを考えると保育所型若しくは幼保連携型で考えていきたい。

(委員)

・上川管内にある認定こども園の類型を教えてください。

(委員)

・上川管内の認定こども園については、すべて幼保連携型である。

(委員)

- ・通年制保育園の建物の耐震診断はしているのか。

(事務局)

- ・耐震診断対象施設では無いため、行っていない。

(委員)

- ・このように老朽化が進んでいる施設で子ども達を過ごさせているというのは不安だ。早急な対応が必要と考える。

(委員)

- ・通年制保育園の建替え等に係る資金内訳資料において、補助基準額の4分の1は法人負担となっているが、これ以外の法人負担とはどのようなものか。

(事務局)

- ・建て替えに係る総事業費のうち、補助対象外になる経費と、補助対象経費が補助基準額を上回った場合、その差額分が別途法人負担となる。

(委員)

- ・通年制保育園の施設設置者の旭川市が12分の1の負担しかないのか。

(事務局)

- ・施設設置者が旭川市であれば、10分の10の負担となるが、社会福祉法人などの民間事業者が建てる場合12分の1となる。

(委員)

- ・通年制保育園の必要性についてですが、待機児童の受入れ、保育に欠けない児童の受入れということがあるので、形が変わったとしてもこのような施設は必要であると認識している。

(委員)

- ・国の制度では待機児童がいる市町村については、自治体の負担に対し一定程度優遇した制度となっており、待機児童の解消を促進している。元々は国2分の1、市4分の1、法人4分の1だが、国が3分の2を負担して市町村分を軽減している。

(委員)

- ・認可保育所の土地が市有地の場合、無償貸与していると思うが、通年制保育園の土地は市の所有なのか。それを無償貸与する考えなのか。

(事務局)

- ・一部は国から借りているが、それ以外は市の所有地である。

(委員)

- ・認可保育所では、市の財政状況等もあり、現在、無償で貸与されていた土地を購入している。この流れからも購入が前提になれば整合性が図れないと思う。

(委員)

・平成27年度から子ども・子育て支援新制度が実施される中で、認可外保育施設だけではなく、認可保育所や幼稚園もどのような施設に進むかを検討しなければならない。国の補助制度が優遇されている間、さらに指定管理期間が終わる平成28年3月31日以降に出来る方法で建替えを行っていくことがベストだと思う。

(委員)

・今までも現場から施設整備の要求は行ってきているので、施設の建替えについては賛成である。

(委員)

・補助制度があるうちに国の補助を活用して順次行っていくのが良いと思う。市の財政状況をみても全施設を一気に行うことは無理。5年くらい補助制度が残るのであれば、児童の行き場がなくなるのは、保護者も困るので、5年かければ、現在通っている児童も卒園でき、一番良い形で収束していくと思う。市の負担も補助制度がある間のため少なくて済むのではないだろうか。

(委員)

・認定こども園としての話をしたが、利用人数によっては、地域型保育事業という制度もあり、分園として行っていくことも可能で、様々な選択肢がある。さらに認可保育所に対する市の償還補助制度が今年度から廃止となり、市の1施設当たりの財政負担が大幅に軽減された。そうした状況で老朽化した施設を建て替えるという社会福祉法人が増え、理論上では1年にできる施設整備が3倍となった。同様に考えれば、通年制保育園の移行を短期間で行うことは可能であると思う。

(委員)

・現在認可保育所を運営している法人が、通年制保育園の受け皿になることは現実的なのか

(委員)

・待機児童がいるような地域であれば、施設整備を条件に一般公募しても十分可能と思うし、入園児童数が少ない地域では、地域型保育事業や分園などの条件であれば市内の社会福祉法人は可能だと思う。一般財団法人の旭川保育協会を対象とする場合は、保育所型認定こども園か認可保育所となるが、保育に欠けない児童の受入を考えれば保育所型認定こども園が実態に即した形だと思う。

(座長)

・皆さんの意見を聞く限りでは老朽化している施設を建て替えることについて賛成でということでもいいか。

(各委員了承)

②について意見交換

(委員)

- ・現在の通年制保育園に通っている児童の現状を考えると、一番良いのが認定こども園となる。

(委員)

- ・現在通っている児童の家庭状況から、一番近いのは認定こども園だと思うが、通年制保育園のシステムが良いから通っている児童もいる。通年制保育園14か所を廃止した場合、すべての児童が希望している施設に入れるようにする必要があると思う。保護者のニーズを調べていく必要がある。

(委員)

- ・認定こども園に移行した場合、保護者の負担は増えるのか。
- ・そうなった場合に、通えなくなる児童もいる。減免の制度を今後考えるのか。

(委員)

- ・国が公定価格を定め、保育料も所得に応じた応能負担で決定される。旭川市の児童においても一律の考えのもとに応能負担の保育料が決められるので、不公平感はないと思う。

(委員)

- ・社会福祉法人が運営する場合、お金を残せないということがあり、その中で新制度に移行した場合、一定程度の保育料を徴収しなければ運営できなくなるのではないか。そこに入れられない方の受け皿は必要なのではないか。

(委員)

- ・新制度の場合、公定価格で運営することになり、保育料も応能負担で決められている。運営者が上乗せ徴収もできるようになるが、現在、認可保育所では実費徴収以外は行っていないし、今後も取る予定はないと思う。不利益になるようなことはないと思う。

(委員)

- ・前回、通年制保育園の保育料は安いと思ったが、通年制保育園の場合は入園料などもあり、ある一定部分の方については、認可保育所の保育料より高い部分もあるなど、高所得者の保育料が安いのだとわかった。その方々については、申し訳ないけれど一定程度の保育料を支払ってもらうことで良いのではないかと思う。今の通年制保育園から認可化した時の保育料になっても問題がないと思う。

(委員)

- ・今後5年くらいで、現在定員超過で受け入れている認可保育所の状況も解消されるのではないか。人口推計等をよく考え、ニーズに沿った施設整備を行わないと箱物ばかりが残ってしまうのではないか。

(委員)

- ・地域性も十分考慮して施設整備を検討してほしい。

(委員)

- ・3～5歳の保育に欠けない児童も入りやすい環境や料金体系が必要だと思う。

(委員)

- ・新制度は、3～5歳のすべての児童を対象としている。保育所型認定こども園に移行するのであれば、通年制保育園の利用と変わらない。保育料についても応能負担の料金体系となる。

(委員)

- ・幼稚園就園奨励費の制度周知が不十分のため、幼稚園の保育料が高いという印象がある。

(委員)

- ・情報が整理されて届いていないのが問題だと思う。就園奨励費は毎年制度が変わるので、それに応じた周知を十分に行う必要がある。保護者が正しい情報で施設を選択できるようにすべきだと思う。

(委員)

- ・幼稚園の新制度の料金システムについて、確認したい。

(委員)

- ・幼稚園は新制度の施設型給付に移行した場合、公定価格の中での運営となるので、保育所と同じような応能負担の保育料となる。幼稚園によっては、新制度の類型以外を選択する園もあるだろう。

(委員)

- ・新制度では、幼稚園でも保育所と同じように所得に応じた保育料となるのか。

(事務局)

- ・幼稚園については、新制度の施設型給付になるか、これまでどおり施設型給付を受けない施設となるかを選択できる。新制度の施設型給付となれば、一律の応能負担の保育料となり、これまでどおりの施設であれば、各幼稚園での保育料設定となり、就園奨励費の制度の活用ができると考えている。

(委員)

- ・新制度において幼保連携型になった場合、保育標準時間での利用、短時間での利用、それぞれ所得に応じた料金設定となるのか

(委員)

- ・そのとおりだが、標準時間と短時間の保育料の差は少ない。11時間が標準時間であり、8時間までが短時間となっている。

(委員)

- ・施設型給付以外の幼稚園となった場合、今までどおりの私学助成での運営となり、就園奨励費で保育料の軽減が図られる。幼稚園就園奨励費の制度や額については、毎年変わっていて、徐々に保護者の負担が少なくなるようになってきている。

(委員)

・幼稚園就園奨励費は、国や市の予算に応じて金額が決まってくる。施設型給付については、義務的経費となっている。

(委員)

・新制度を控え、認可外保育施設でも認可化の動きがあり、この制度が保育の質の向上や保育士の待遇改善につながると思うので、通年制保育園も認可化するのは賛成である。

(委員)

・指定管理者である旭川保育協会の今のところの方向性や考え方を教えてほしい。

(委員)

・協会の考え方は、12月に市に要望書を出している。今日、話し合われている内容の観点である。

(委員)

・今日話している内容ということは、認可施設に移行するというものでいいのか。

(委員)

・はい。

(委員)

・市の考え方と合致しているということですね

(委員)

・施設の建て替えについては賛成だ。新制度の施設に移行するに当たって児童の受入先をきちんと確保してほしい。さらに現在、通年制保育園に勤めている保育士の雇用確保を考えてほしい。これらすべてを一緒に検討してもらいたい。

(委員)

・そういう点で前回、保育協会の保育士に関する給与体系について情報提供の要望をしたのだが、保育士の受入について対応を検討するためには、必要な資料と考える。そこまで踏み込んで検討できればと思う。

(委員)

・認定こども園になる場合、保育士と幼稚園教諭の資格両方が必要となっているが、通年制保育園にいる保育士はどれくらい両方の資格を持っているのか。

(委員)

・8割くらいが両方の資格を持っている。

(委員)

・認定こども園に移行しても一定程度対応できるのではないかと。

(座長)

・特例で保育士が8単位受講することで幼稚園教諭を取れる。

(委員)

- ・子ども・子育て支援新制度の情報提供する場が必要なのではないか

(委員)

- ・昨年、市で内閣府，厚生労働省，文部科学省から担当者を招いて研修会を開催したが，一般市民も対象としていたのか。今年も実施するのか。

(事務局)

- ・昨年の研修は，会場の広さから事業者のみとした。
- ・国の担当者を招いた研修会を7月上旬に予定している。近々案内を送る。
- ・利用者向けの説明会も予定している。
- ・子育て支援ナビゲーターを配置しているので，皆様にも是非，保護者に周知してほしい。

(委員)

- ・②については，通年制保育園を認定こども園にしていくことで答えは出たのかと思う。認定こども園であれば幼保連携型が一番良いと思うが，ある程度運営団体の選択肢を残して，保育所型認定こども園かのいずれかだと思う。

(委員)

- ・3号認定に合致しない保育に欠けない0～2歳児についても検討が必要と考える。

(委員)

- ・0～2歳で事情もなく18時まで預けるということはあまり考えられない。基本は保育に欠ける児童ということであるので問題無いと思われる。

(座長)

- ・市の提示した考え方はある程度妥当と考えるが，保育士の職員の働き先の確保に関する問題をしっかり考えるよう意見を付帯することで良いか。

(各委員了承)

(座長)

- ・予定していた時間が過ぎたため，3点目については，次回の意見交換とする。

(委員)

- ・位置図の資料に0～2歳児の状況と待機児童の年齢構成も記載してほしい。

(委員)

- ・今回説明のあった市の考え方について，文書にまとめたものがほしい。

(事務局)

- ・次回の懇話会までに用意する。

4 その他

次回の日程について、予定通り

6月2日（月）18：30～

5 閉会